

電気通信大学100周年キャンパス学生宿舎使用細則

平成28年 4月27日

(趣旨)

第1条 この細則は、電気通信大学100周年キャンパス基本規程第5条の規程に基づき電気通信大学100周年キャンパス学生宿舎(以下「学生宿舎」という。)に関して必要な事項を定めるものとする。

(定員)

第2条 学生宿舎はドーム友達(ユニットタイプ)及びドーム絆(個室タイプ)とし、各宿舎の定員は、別表のとおりとする。

(入居資格)

第3条 学生宿舎に入居できる者は、次のとおりとする。

- (1) 本学に在学している学生
- (2) 学長が適当と認めた他大学の学生
- (3) その他学長が適当と認めた者

(入居願)

第4条 学生宿舎に入居を希望する学生は、入居願に必要な書類を添えて、学長に願い出るものとする。

(入居者の選考)

第5条 学生の入居者選考及び許可は、別に定める基準に基づき学長が行う。

(入居許可期間)

第6条 学生宿舎の入居許可期間は原則として2年間とする。ただし、当該学生の最短修業年限満了の日を超えることはできない。

(入居手続及び許可の取消)

第7条 入居の許可を受けた学生(以下「入居学生」という)は、指定された賃貸借契約書(以下「契約書」という。)を指定された期間内に締結しなければならない。

2 学長は、入居学生が次の各号の一に該当するときは、入居許可を取り消すことができる。

- (1) 指定された期間内に契約書を締結しないとき。
- (2) 第4条に定める必要書類に虚偽の事実を記載したことが明らかになったとき。
- (3) その他契約書の契約に違反したとき。

(学生宿舎の使用料)

第8条 学生宿舎の使用料は、賃料、共益費及び駐輪場料金とする。

2 使用料の額については、別に定める。

(光熱水料等の経費負担)

第9条 入居学生は、光熱水料等の経費(共通部分に係るものを除く。)を負担するものとする。

2 ユニットタイプの共用部分の光熱水料等については、入居学生が均等に負担するもの

とする。

(雑 則)

第10条 この細則に定めるもののほか、学生宿舍の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、平成28年4月27日から施行する。

別表 学生宿舍定員

部屋タイプ	対 象	人 数		備 考
		男 子	女 子	
ドーム友達 (ユニットタイプ)	学域1年生	144人	36人	1ユニット は6室
	学域2年生	(24ユニット×6室)	(6ユニット×6室)	
ドーム絆 (個室タイプ)	学域3年生	176人	44人	
	学域4年生			
	大学院生			

注) 日本人学生及び留学生の入居人数は、その都度決定する。

電気通信大学UEC Port 学生宿舎入居者選考基準

(平成28年4月28日)

この基準は、電気通信大学100周年キャンパス学生宿舎使用細則に基づき、UEC Port 学生宿舎入居者の選考について必要な事項を定める。

1 UEC Port 学生宿舎は日本人と外国人留学生の混住とし、各棟の部屋割り等は次のとおりとする。

(1) ドーム友達(ユニットタイプ)

入居者は学域1・2年生とする。

入居定員に満たない場合は、学域3・4年生、大学院生も許可する。

「ドーム友達」における学域1年生の部屋数の割り当ては、学生宿舎の応募者における前期日程試験(推薦入学試験を含む。)及び後期日程試験受験者の比率で計算する。なお、前期日程試験と後期日程試験の併願者は前期日程試験受験者として扱う。

特別な理由がある場合は、再入居を許可する。

(2) ドーム絆(個室タイプ)

入居者は学域3・4年生、大学院生とする。

入居定員に満たない場合は、学域1・2年生も許可する。

「ドーム絆」における学域、大学院博士前期課程、博士後期課程の各区分の部屋数の割り当ては、各学年の定員の比率で計算する。

特別な理由がある場合は、再入居を許可する。

2 入居者の選考は、入居希望者が提出する「電気通信大学UEC Port 学生宿舎入居申請書」等により、次の審査基準で選考する。

日本人学生

(1) 自宅の最寄り駅から調布駅までの所要時間の長い者を優先する。

(2) 上記(1)の条件が同じ場合、自宅から最寄り駅までの距離が遠い者を優先する。

(3) 自宅の確認は、住民票(本人含む家族)の住所を基準とする。

外国人留学生

応募者が募集人数を超える場合は、国費等の生活支援を受けていない留学生を優先する。

附 則

この基準は、平成28年4月28日から施行する。